

運送事業に係る 補助金を交付します

令和8年1月30日(金)17:00締切

※予算がなくなり次第終了いたします



運行管理の高度化に対する支援

補助対象機器

- デジタル式運行記録計
- 映像記録型ドライブレコーダー
- デジタル式運行記録計+映像記録型ドライブレコーダーの一体型(通信機能付一体型を含む。)

補助対象事業者

- 自動車運送事業者(一般貸切旅客運送事業者を除く全事業者)
- リース事業者



詳しくはこちら▲



過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援

補助対象機器

- (IT・遠隔・自動)点呼機器の取得費
- 運行中の運行管理機器の取得費
- 運転者の疲労状態・睡眠状態等を測定する機器の取得費
- 上記の取得に際して、付属する機器の取得費

補助対象事業者

- 自動車運送事業者
- リース事業者



詳しくはこちら▲



社内安全教育の実施に対する支援

補助対象研修

- 事故防止コンサルティングの活用に要する経費

補助対象事業者

- 自動車運送事業者

補助対象研修

- 貸切バス運転者の研修の活用に要する経費

補助対象事業者

- 自動車運送事業者(一般貸切旅客自動車運送事業者のみ)

※いずれも当該外部教育を実施する営業所の届出(認可)総車両台数が5両以上である者(個人タクシーを除く。)



詳しくはこちら▲



健康起因事故防止を推進するための取り組みに対する支援

補助対象検査

- SAS(睡眠時無呼吸症候群)スクリーニング検査
- 脳MRI検診(頭部MRI検査、MRA検査)
- 超音波検査(頸動脈、腹部)、ABI検査、単純CT検査(胸部、腹部)
- 視野障害検査(視力、眼底、眼圧)

※検査機関、医療機関が実施する検査のうち、健康保険適用外であるものに限る

補助対象事業者

- 自動車運送事業者(運転者に限る)

※詳細の要件は裏面と事務局のWEBサイトをご確認ください



詳しくはこちら▲

詳しくは
裏面へ



運行管理の高度化に対する支援

補助率

- 機器取得に要する経費の1/3
- 機器取得に要する経費の1/2(以下のいずれも該当する場合)
- 保有する事業用自動車が10両未満の一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を営業者
- 機器を設置する事業用自動車が初めてデジタル式運行記録計又はデジタル式運行記録計・映像記録型ドライブレコーダーの一体型(通信機能付き一体型を含む)を導入した場合

補助限度額

- 補助事業者あたり80万円

※補助対象事業者がリース事業者である場合は、貸渡し先の自動車運送事業者
※2回以上申請をする場合を除き、通信機能付一体型に係る車載器を含めて購入した場合は120万円までとする
※各補助対象機器で補助限度額は異なるため、公募要領を確認すること。



過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援

補助率

- 機器取得に要する経費の1/2

補助限度額

- 補助事業者あたり80万円

※補助対象事業者がリース事業者である場合は、貸渡し先の自動車運送事業者
※各補助対象機器で補助限度額は異なるため、公募要領を確認すること。
※その他詳細の要件においても、公募要領を確認すること



社内安全教育の実施に対する支援

補助率

- 事故防止コンサルティングに要する経費の1/3

補助限度額

- 補助事業者あたり100万円

補助率

- 貸し切りバス運転者の研修に要する経費の1/2

補助限度額

- 補助事業者あたり50万円

※外部教育を交付決定より前に受講した場合、または交付申請をする前に契約した場合は補助対象外



健康起因事故防止を推進するための取り組みに対する支援

補助率

- 検査受診に要する経費の1/2

補助限度額

- 補助事業者あたり50万円

※その他詳細の要件においても、公募要領を確認すること

よくあるご質問

補助金サイトから確認 →



ホームページ

補助金サイトはこちら →



令和7年度 被害者保護増進等事業費補助金事務局

<https://hogo-zoushin.jp/>

☎ 03-4446-4346 受付時間 9:00~18:00 ※土曜・日曜・祝日、及び年末年始を除く

本事業は国土交通省に採択され、同省監督のもとTOPPAN株式会社が事務局業務を運営しています。